

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：八戸圏域水道企業団水道事業会計

事業名	末端給水事業・簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和61年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	八戸圏域水道企業団	職員数（H22. 4. 1現在）	167人
構成団体名	八戸市、三戸町、五戸町、階上町、南部町、六戸町、おいらせ町		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	114円（21年度）	財政力指数	0.55（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	資金不足額なし（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	89.2%（21年度）	実質公債費比率（%）	17.9%（22年度）
		将来負担比率	2.002（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月31日 合併前市町村：八戸市、南郷村] 旧南郷村が経営する不習地区簡易水道については企業団上水道事業へ編入。島守地区簡易水道については企業団が経営する。料金は企業団の制度に統一。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	企業長 小林 眞
既存計画との関係	第3次水道事業総合計画『おらほの水ビジョン2009』（H21～30年度）及び中期財政計画（H23～26年度）をベースとした
公表の方法等	繰上償還の補正予算上程と併せ企業団議会議員へ説明。ホームページに掲載。
基本方針	第3次水道事業総合計画『おらほの水ビジョン2009』に基づき「安全でおいしい水道水の供給」と「さらなるライフラインの強化」のための施設整備を進めながらも、「持続性の高い水道事業運営」のため、料金体系の見直しや新たな財源の確保、さらなる業務の効率化を図り、企業債借入額の抑制等により安定した財政運営を目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 7%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	179,532.3	857,988.9	277,110.5	1,314,631.6
	補償金免除額	21,945.1	213,199.6	37,077.1	272,221.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	75,667.9		506,106.5	581,774.3

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債	179,532.3	857,988.9	277,110.5	1,314,631.6
合 計 (A)		179,532.3	857,988.9	277,110.5	1,314,631.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		179,532.3	857,988.9	277,110.5	1,314,631.6

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債	75,667.9		506,106.5	581,774.3
合 計 (A)		75,667.9		506,106.5	581,774.3
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		75,667.9		506,106.5	581,774.3

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>全国と同規模(給水人口が20万人以上50万人未満)で水源の種類が類似する(表流水やダムを主な水源とする)事業体と比較すると、以下の特徴がある。</p> <p>当企業団は、給水人口1人あたりの使用水量が少なく、給水区域が広いため、固定資産や配水管延長に対する配水量の割合が低く、資本費(有収水量1m<sup>3</sup>あたりの減価償却費や企業債利息の割合)が高いなど、投資効果の出にくい地域といえる。</p> <p>労働生産性については、職員1人あたりの営業収益では平均を上回っているものの、同じく職員1人あたりの給水人口及び有収水量では下回っている。</p> <p>企業団給水原価 260.49円      類似団体平均 173.30円 (H20年度)          " 資本費 117.36円      " 85.95円 ( " )</p>
経営課題	<p>課 題 ① 老朽化施設の更新、施設の耐震化への対応</p> <p>今後、想定され得る大規模な地震に対応するための老朽化施設の更新や管路耐震化等への取り組みは、水道水の安定給水を確保する上でもっとも重要な課題である。</p>
	<p>課 題 ② 水需要の減に伴う給水収益の減少</p> <p>当企業団における水需要は平成9年度をピークに減少傾向となっている。特に業務用や工業用など大口使用者の減少は顕著であり、料金収入に与える影響は大きなものとなっている。</p>
	<p>課 題 ③ 経営の効率化による維持管理費の削減</p> <p>労働生産性を高めるための職員数の削減や業務の民間委託等を含めた事務事業の見直しにより維持管理費の削減を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 資産の有効活用</p> <p>当企業団では、これまでに業務の効率化を図りながら施設の統廃合を進めてきたため利用の少ない遊休施設等が存在する。そのため資産の売却等有効活用について検討が必要である。</p>
	<p>課 題 ⑤ 企業債発行額の抑制</p> <p>拡張から維持管理の時代へと移行していくことから、起債の発行額を抑制することにより、将来の支払利息の負担軽減を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
区 分	資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	814	660	601	1,850	890	962	1,258	555	400	400
	2. 他 会 計 出 資 金	589	461	399	546	716	69	78	87	89	90	
	3. 他 会 計 補 助 金					204						
	4. 他 会 計 負 担 金	31	20	21	19	19	26	21	21	21	21	
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	776	839	873	1,037	1,219	216	65				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	67	120	58	66	60	64	63	63	63	63	
	9. そ の 他	260	236	240	229	209	201	197	193	189	187	
	計 (A)	2,537	2,336	2,192	3,747	3,317	1,538	1,682	919	762	761	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	2,537	2,336	2,192	3,747	3,317	1,538	1,682	919	762	761	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,735	4,568	3,976	4,208	4,480	3,368	3,395	3,058	3,374	3,391
	うち 職 員 給 与 費	184	186	163	145	141	142	126	120	114	107	
	2. 企 業 債 償 還 金	1,857	1,641	1,691	3,033	2,018	2,115	2,186	1,484	1,237	1,233	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他											
	計 (D)	5,592	6,209	5,667	7,241	6,498	5,483	5,581	4,542	4,611	4,624	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	3,055	3,873	3,475	3,494	3,181	3,945	3,899	3,623	3,849	3,863	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,295	2,404	2,961	2,656	2,804	2,814	2,866	2,946	2,867	2,898	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	646	1,318	389	708	251	1,002	890	550	840	821		
3. 繰 越 工 事 資 金												
4. そ の 他	114	151	125	130	126	129	143	127	142	144		
計 (F)	3,055	3,873	3,475	3,494	3,181	3,945	3,899	3,623	3,849	3,863		
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	23,401	22,421	21,330	20,146	19,019	17,866	16,938	16,009	15,172	14,339		

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	94	76	66	63	60	56	45	28	26	24
	うち 基 準 内 繰 入 金	71	67	64	62	59	54	43	26	24	22
	うち 基 準 外 繰 入 金	23	9	2	1	1	1	2	2	2	2
資 本 的 収 支 分	620	481	420	565	940	95	99	108	110	111	
	うち 基 準 内 繰 入 金	619	480	420	565	735	93	97	106	108	
	うち 基 準 外 繰 入 金	1	1			205	2	2	2	2	
合 計	714	557	486	628	1,000	151	144	136	136	135	

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	109.3	103.8	105.0	102.2	106.2	105.5	106.1	105.9	107.5	109.1
資本費 (円又は%)	112.4	118.1	119.0	117.4	113.6	118.3	117.2	117.9	114.3	115.1
総収支比率(法適用) (%)	112.0	106.5	108.8	105.7	110.5	109.8	110.9	110.6	112.3	114.1
経常収支比率(法適用) (%)	112.0	106.5	108.8	105.7	110.5	109.8	110.9	110.6	112.3	114.1
営業収支比率(法適用) (%)	128.4	120.2	121.3	115.9	119.7	117.7	117.9	116.7	118.1	120.0
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.4	0.3
	うち基準内繰入金 (%)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.4	0.3
	うち基準外繰入金 (%)	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	24.4	20.6	19.1	16.8	28.3	6.2	5.9	11.8	14.4
	うち基準内繰入金 (%)	24.4	20.5	19.1	16.8	22.1	6.1	5.8	11.6	14.4
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0			6.2	0.1	0.1	0.2	0.2

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入<sup>※</sup>／汚水処理費<sup>※</sup>×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成23年度中の料金改定を予定しているが、これは現行の用途別料金体系から口径別料金体系への移行という制度の見直しが主な目的であるため、現行の料金水準を前提条件とした。 また、給水人口の減少傾向や大口需要者の使用水量の減少傾向が今後も続くものと見込まれるため、料金収入は引き続き減少するものと見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	地方公営企業繰出金通知に基づき、消火栓に要する経費及び上水道の出資に要する経費(水源開発・広域化負担金)、統合水道に係る元利償還金を一般会計からの繰入金として見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	管路の耐震化を図るため、一定規模の投資(老朽化した配水管の更新事業)を予定している。また、老朽化した施設の更新や配水池の増設等は、第3次水道事業総合計画に基づき計画的に行なう予定となっている。 資産の売却等については、今後、具体的に売却などの有効活用策について検討し、売却可能なものから実施する予定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費のうち退職手当については、各年度の支出額平準化のため退職給与引当金への引当額を計上している。(実際の支給は、引当金の取崩しによる。)

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
- ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
- ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
- ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	当初計画における目標値はH23年度の一般職員数169名としているが、H21年度実績は167名(特別職2名除く)とすでに目標を達成している。また、今後5年間で45名の定年退職者を迎えることとなるが、引き続き事務事業の見直しや業務の民間委託等によりさらなる職員数の削減に努めることとし、H26年度の目標値を一般職員数160名とする。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成17年4月1日より、企業手当を廃止した。 平成18年4月1日より、国家公務員の給与構造改革に準じ、給料表及び昇給制度の改定を行った。 平成21年4月1日より、従事する業務に応じ一律支給していた能率手当を廃止した。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成18年4月1日より、国家公務員の退職手当支給制度に準じ、支給率及び退職手当制度の改定を行った。 なお、退職時特別昇給制度は、平成17年1月1日に廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		平成18年4月から、職員互助会への負担金について負担率を引き下げ(3.5/1000→1.7/1000)、年間約1,500千円を削減している。 平成22年4月からは全ての公費負担を廃止し年間約800千円の削減となる。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	人員削減、経費削減を目的として、平成19年度より根城浄水場、沖田面浄水場の廃止、2営業所を統廃合した。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	現在、H23年10月をめどに料金改正の作業を進めているが、現行の用途別料金では業務用等大口使用者の需要減少が給水収益の大幅な減少につながっているため、負担区分の変更を主な目的に口径別料金体系への見直しを予定している。 また、料金水準については、現行料金と同じレベルでの改定を予定しているが、現在の料金は一般家庭用で1,927円(月10㎡使用、税込み)で、類似事業体の平均1,222円(給水人口20万～50万人、ダム及び表流水を主な水源とする)と比較して高い水準にある。また、料金回収率が100%を超えていることなどから判断しても妥当な水準と考えている。
○ 売却可能資産の処分等による収入の確保	④	遊休施設等の売却については、今後、売却可能な資産を精査した上で処分を進めることとする。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		事業経営のあり方について、概ね2ヶ月に一度地元経済界、報道機関、学識経験者及び水道利用者の方々に、第三者の視点で調査、審議してもらい、その意見を反映させる経営審議会制度を継続していく。 ホームページ上では、損益計算書、貸借対照表を始め、施設効率性・生産性・経営の安定度などに係る20以上の指標を公開している。
○ 行政評価の導入		
4 その他	⑤	老朽化施設の更新や耐震化への取り組みとして、第3次水道事業総合計画に基づく建設改良を予定しているが、年間30億円を超える規模の財源が必要となる。このため減価償却費等の内部留保資金や収益的収支における利益剰余金処分額等の自己資金を活用し、企業債の借入額を最小限に抑えることによって将来の公債費負担を抑制する。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	職員数の削減により人件費の総額を削減する予定である。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	施設の統廃合によって利用されなくなった遊休施設等については、今年度（H22）以降、売却が可能な資産を精査した上で処分を進めることとする。なお、売却による収入の増額分についてはH23年以降の各年度1百万円とした。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	島守簡易水道に関して、企業債元利償還金と収支不足額を繰入れているが、上水道への編入により収支不足額繰入（赤字補てん的なもの）が解消される。
4 その他	H21年度の構成団体からの繰入金（地方公営企業法第17条の2に基づく一般会計負担金）において、児童手当（H22年度からは子ども手当）に係る繰入がされていないため、繰出基準に基づき繰入するよう構成団体と協議する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在 高		22,421	21,330	20,183	19,173	18,370	17,142					
		延長計画の目標値		21,330	20,146	19,019	17,866	16,938		16,009	15,172	14,339		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額	547	484	627	794	143	144						
		改善効果額(負担金の確保等)		0	80	247	0	0						
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)	1,476	1,444	1,414	1,389	1,355	1,355						
		改善効果額		32	62	87	121	121		423				
	給与水準													
	改善効果額													
	その他(定数適正化)	1,476	1,444	1,414	1,389	1,355	1,355							
	改善効果額		32	62	87	121	121		423					
	維持管理費等	2,555	2,475	2,338	2,296	2,295	2,290							
	改善効果額(適正化)		80	217	259	260	265		1,081					
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
	当初計画改善効果額 合計									1,504				
	(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									367				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率							0%					
		改善効果額(料金の適正化)											0	
		未収金の徴収対策											0	
		改善効果額											0	
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
	2	資産の有効活用				0	0	1			1	1	1	
		改善効果額(収入増額)					0	1		1	1	1	4	
		その他( )												
		改善効果額											0	
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)					1,312	1,280	1,247		1,230	1,195	1,170	
		改善効果額						75	108		125	160	185	653
	給与水準													
	改善効果額											0		
	その他(定数適正化)				1,312	1,280	1,247		1,230	1,195	1,170			
	改善効果額					75	108		125	160	185	653		
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)											0		
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)											0		
	その他( )													
	改善効果額											0		
	延長計画改善効果額 合計 A									657				
	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B									0				
	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C									0				
	A+B+C									657				
	<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									272				

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。))。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	337	336	334	333	331	329	326	324	321	318
年間総有収水量 (千 $m^3$ )	29,943	29,520	29,575	29,362	29,187	28,698	28,551	28,477	28,402	28,324
公称施設能力 ( $m^3$ /日)	119,368	119,368	118,368	118,368	118,368	144,269	144,269	144,269	144,269	144,269
1日最大配水量 ( $m^3$ /日)	112,766	118,579	114,977	107,132	104,307	112,804	108,000	107,500	107,000	106,500
最大稼働率 (%)	95	99	97	91	88	78	75	75	74	74
供給単価 (円/ $m^3$ )	268	267	265	266	264	267	266	266	266	265
給水原価 (円/ $m^3$ )	248	259	253	258	249	255	252	252	248	244

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

島守地区簡易水道事業について、平成22～23年度中に統合整備を行い、23年度末を目途に上水道事業への統合を図る。